



令和8年度 町税納期のお知らせ



	町・県民税(普徴)		固定資産税		軽自動車税		国民健康保険税	
	納期	口座振替日	納期	口座振替日	納期	口座振替日	納期	口座振替日
4月			①4/16(木)~4/30(木)	4/30(木)				
5月					①5/11(月)~6/1(月)	6/1(月)		
6月	①6/16(火)~6/30(火)	6/30(火)						
7月			②7/1(水)~7/31(金)	7/31(金)			①7/16(木)~7/31(金)	7/31(金)
8月	②8/1(土)~8/31(月)	8/31(月)					②8/1(土)~8/31(月)	8/31(月)
9月							③9/1(火)~9/30(水)	9/30(水)
10月	③10/1(木)~11/2(月)	11/2(月)					④10/1(木)~11/2(月)	11/2(月)
11月							⑤11/1(日)~11/30(月)	11/30(月)
12月			③12/1(火)~12/25(金)	12/25(金)			⑥12/1(火)~12/25(金)	12/25(金)
1月	④1/1(金)~2/1(月)	2/1(月)					⑦1/1(金)~2/1(月)	2/1(月)
2月			④2/1(月)~3/1(月)	3/1(月)			⑧2/1(月)~3/1(月)	3/1(月)
3月							⑨3/1(月)~3/31(水)	3/31(水)



督促手数料(100円)の徴収を廃止します

納期限が令和8年4月1日以降の下記の町税等に係る督促手数料(100円)の徴収を廃止します。

【廃止するもの】

- 町税：町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
 - 町税以外：後期高齢者医療保険料、介護保険料、占用料、診断書等作成手数料
- *令和8年3月31日以前納期分の町税等については、従来通り督促手数料を徴収します。
*延滞金は従来通り滞納期間に応じて徴収します。

お問合せ 税務課 ☎0738-22-8841



まだ申請がお済みでない方へ 第十二回特別弔慰金の申請受付中

戦没者等の死亡当時の遺族で令和7年4月1日(基準日)において、恩給や遺族年金等を受けている方がいない場合、順位の優先する遺族1人に特別弔慰金が支給されます。

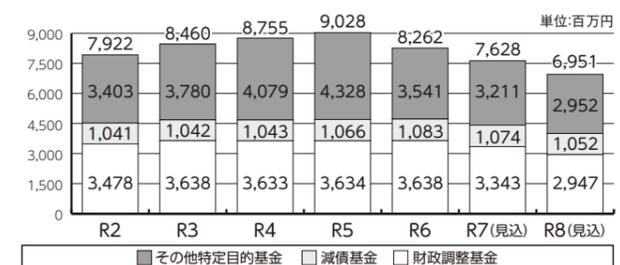
- 支給対象
 - (1) 弔慰金の受給権者
 - (2) 戦没者等の子
 - (3) 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
 - (4) 上記(1)から(3)以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
- ※(4)の場合、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

- 支給内容
額面27万5千円、5年償還の記名国債
 - 請求期限
令和10年3月31日まで
- 請求手続きの際には、事前にご連絡ください。

お問合せ 住民課 ☎0738-22-1701 / 中津地域振興課 ☎0738-23-9503 / 美山地域振興課 ☎0738-23-9505

■ 基金の状況

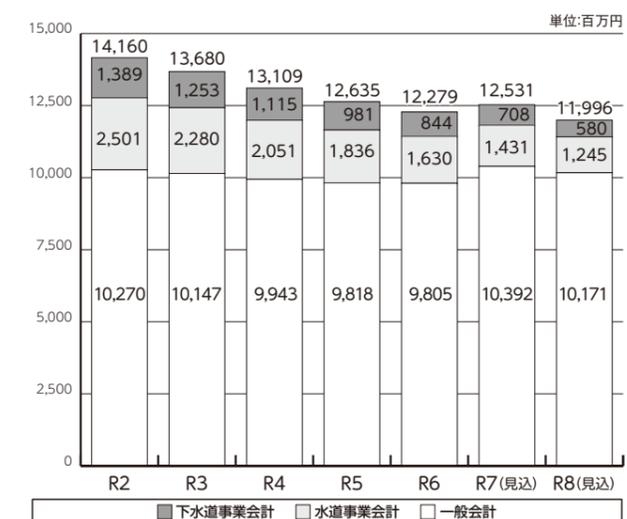
基金は、まちづくりのために貯めたお金のことで、代表的なものに財政調整基金、減債基金があります。財政調整基金とは、経済不況などによる大幅な税収の減少や災害の発生などによる思わぬ支出の増加に備えて、剰余金などを積み立てておく基金で、減債基金とは借入金返済のための基金です。その他特定目的基金とは、特定の目的を計画的に実施するために積み立てた基金で、公有財産管理基金のように施設の整備や維持管理の目的のために積み立てた基金などがあります。



※上記の基金は、普通会計に属する基金です。

■ 地方債残高の状況

地方債は、いろいろな施設整備等のために借りたお金のことです。



■ 令和8年度 一般会計・特別会計 当初予算

一般会計は、そのまちの中心となる会計で、基本的な行政運営経費を経理する会計です。特別会計は、特定の事業の歳入・歳出を一般会計と区別して個別に経理する会計です。

各会計ごとの予算額は下表のとおりです。

会計	令和8年度	令和7年度	比較増減
一般会計	97億5,000万円	98億5,000万円	▲1億円
特別会計			
笠松農業用水及び公共用水管理運営	243万1千円	243万1千円	—
国民健康保険事業	13億3,138万5千円	13億6,246万9千円	▲3,108万4千円
国民健康保険事業川上診療所	1億911万2千円	1億1,423万3千円	▲512万1千円
国民健康保険事業寒川診療所	5,487万3千円	5,950万円	▲462万7千円
後期高齢者医療	3億5,234万3千円	3億3,335万8千円	1,898万5千円
介護保険事業	13億5,740万6千円	13億5,649万6千円	91万円
川上財産区	49万9千円	47万6千円	2万3千円
寒川財産区	110万1千円	118万9千円	▲8万8千円
合計	129億5,915万円	130億8,015万2千円	▲1億2,100万2千円

水道事業会計

会計	令和8年度	令和7年度	比較増減
収益的収入	2億3,507万6千円	2億4,892万3千円	▲1,384万7千円
収益的支出	3億6,787万3千円	3億6,546万9千円	240万4千円
資本的収入	3億1,415万3千円	3億92万円	1,323万3千円
資本的支出	3億1,415万3千円	3億2,316万5千円	▲901万2千円

下水道事業会計

会計	令和8年度	令和7年度	比較増減
収益的収入	3億2,756万9千円	3億4,620万8千円	▲1,863万9千円
収益的支出	3億2,678万1千円	3億4,716万1千円	▲2,038万円
資本的収入	7,503万5千円	1億1,989万3千円	▲4,485万8千円
資本的支出	1億4,478万5千円	2億611万2千円	▲6,132万7千円